

月刊 札幌パートユニオン

発行：札幌パートユニオン
 TEL 060-0004 札幌市中央区
 北4条西12丁目1-1-1
 ほくろうビル4階
 TEL 011-210-1200
 FAX 011-206-4400
 発行日：2018年11月10日

国民皆もっと働き「働き方改革」法成立、弾劾！ 安倍政権の国民働きかせ方改革は終わっていない！ **全道ブラックアウト 利益優先・北電の責任は重大** 第33期第2回定例学習会（9/15）「働き方改革関連法の注意すべきこれから」

今回の学習会には予定者以上の約20名もの参加があり、急遽椅子を増やしての開催となりました。

最初に会長は挨拶を兼ねて9月6日に発生した大地震で発生した全道ブラックアウトについて触れ、問題は北電が利益優先で苦悶厚真に発電を集中させてきたことにあると厳しく批判しました。またもし原発が稼動していたらもっと大変なことになっただろうとも指摘しました。会長は続けて、第1講義として、これまで会長が取り組んできた、横暴・不正の理事長による福祉施設運営を、厳しい闘いを通じて市や労働組合が理事長や理事の職に就き民主化してきた闘いを紹介しました。労働組合の力の強さを示したものだと意義を述べました。

第2講義の講師はパートユニオン事務局長の山本さんでした。テーマは6月29日に成立してしまった「働き方改革関連法」の今後についてでした。

山本さんはまず、この「働き方改革」の目的は、男も女も年寄りももっと働き！ということでのための法律であること。そして70歳までの現役社会をつくる議論がすでに始まっている。安倍政権成立直後から、経団連は“日本を再生させるには、柔軟な働き方を実現する・雇用環境を柔軟にしなければいけない”と言った。これで練り上げてきたのが「働き方改革」で、他方安倍政権下で格差が拡大し、大企業の内部留保は2017年度446兆円にまでなっている。これを聖域扱いにして好き放題をやっている！と批判しました。（2ページへつづく）



札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
 ホームページを見よう！次々と更新しています！

アドレスは <http://spk-chiku-union.jp/> **札幌パートユニオン** 検索

つぎに今回成立した「働き方改革関連法」について、残業の上限規制と言うけれど、人手不足にもかかわらず長時間の残業をすることを前提にしており、なぜ人員を増やす方向に向かわないので、根本的な議論が抜け落ちているなどなど、問題点を簡潔に指摘した後に、「私たちが特に対応を要する課題ー1」として、「働き方改革関連法」で決まったことに対する運動の提起がありました。

「時間外労働の上限規制」に関しては、これでは死んでしまう過労死ラインだという認識を宣伝し、特別条項を撤廃させるなどの運動が必要、「同一労働同一賃金」は、そもそも正社員の労働条件の情報が開示されておらず、不当な格差かどうかすらわからない現実があることや、再雇用者の賃金格差に根拠がないことをもっと言っていくべき、などでした。

「私たちが特に対応を要する課題ー2」では、今回の「働き方改革関連法」では漏れたものの、労政審の中で議論が進んでいる問題について、4点を指摘しました。第1に裁量労働制の適用拡大に改めて着手していること、第2に解雇の金銭解決制の導入で、制度の法律作りに進んでおり、金を使って首を切るなど論外で反対していかなければならぬこと、第3に副業の薦めで、政府は「ニーズがある、豊かな人生を」と言うが、ほとんどが食えないから仕方なく隠れてやっているのが実態であり現実から離れた議論だということ。第4にフリーランス、個人請負拡大の問題で、偽装請負の問題が必ず出てくるなどの指摘がありました。

山本さんは、働く環境は今後厳しくなる、本来あるべき姿は何かを見つめなおすとして、政府がやろうとする事がそこからどう外れているのかつかんで運動をしていかなくてはいけないと述べ、講義を終えました。

Q&Aでは講義内容よりも、今回の地震に関連して、タクシーで出勤したがタクシー代は?とか休んだ賃金は?などが話になりました。参加者から会社に請求したら出してくれたよ、とかの経験も話されました。

最後に9.19安保法3周年の総がかり行動や、10.6-7の「さようなら原発北海道集会」など今後の予定が提起され、学習会を終えました。

学習会が終わって、いつものように交流会を開きました。今回は幹事のMさんが調理して用意してくれた料理を皆でおいしくいただきながらの交流会になり、お互いに近況を教えあうなどあちこちで会話の花が咲きました。(Y)

第3回定例学習会は12月28日(金) 15:00~ すみれホテル

労働災害、通勤災害、労災認定、メンタルなど
講師:新野会長・山本事務局長 学習会後に、札幌地区ユニオン望年の会

**北海道の最低賃金が10月1日から
835円(時給)になりました**

厚労省有識者会議
9月21日
裁量労働 調査手法から議論
対象拡大めざす

裁量労働制で働く人の労働実態を調べるために議論が20日、厚生労働省の有識者会議で始まった。政府は6月に成立した働き方改革関連法に裁量労働の対象を盛り込む方針だったが、同制度をめぐる調査結果への批判を受けて撤回。この会議を再び拡大をめざす第一歩と位置づける。ただ、先行きは不透明だ。

会議は調査手法を議論するためのもので、大学教授ら人と労使の代表者各1人が計7人でつくる。この日の初会合では正確で信頼性の高い結果を得るために慎重に調査設計を進める考え方で一致。年内にも手法を決める方針という。

裁量労働制は、実際に働いた時間にかかわらず一定時間働いたとみなす、残業代込みの賃金を支払制度。労働時間の規制を緩め

厚労省は再度、裁量労働制の対象拡大をめざして、もう動き出した!
(朝日新聞)

(村上真二)

る。その調査結果をもとに労使が参加する労働政策審議会・厚労相の諮問機関で裁量労働制のあり方を議論するが、もし裁量労働制で労働時間が大幅に長くなるとの調査結果が出れば紛糾は必至だ。

厚労省幹部は、仮に裁量労働制を拡大する労働基準法改正案を国会提出する場合でも20年以降になるとの見方で、安倍政権は法改正案で労働時間の規制を緩めることで、労働時間が長くなると労働基準法改正案で労働時間が長くなるとの見方が示し、「スケジュールありきではなく、慎重に進める」としている。

各地域のユニオンの仲間300人が盛岡市に結集！

第30回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 IN 東北いわて



コミュニティ・ユニオン（CU）

第30回全国交流集会「東北いわて集会」に2018年10月6日から2日間、台風が日本を通過したこと、福岡ユニオンなどは飛行機が飛ばず、参加出来なかった地区もありましたが、岩手県盛岡市のホテル大観で全国各地のユニオンの代表、約300人が参加して開催されました。

コミュニティ・ユニオンとは、各地域で活躍している個人加盟の労働組合、ユニオンが結集し、労働法制改悪阻止、最低賃金引上げ、厚生労働省との交渉、争議支援、平和と民主主義を守る闘いなどを展開し、年に1度、全国から地域の活動家が参加し、全国交流集会を開催し、仲間の交流を深めています。今年の全国集会は30回目となり、札幌パートユニオンからは新野会長をはじめ4名が参加しました。

集会は、主催者である柿本代表（札幌地域労組）の挨拶ではじまり、来賓として参加した労働弁護団の棗幹事長から、「安倍改憲を阻止し、これ以上の労働法制改悪をさせないために、労働組合の力で安倍一強政治を終わらせよう！」と訴えました。

集会では、地元の岩手県教職員組合から、東日本大震災にともなう「教育環境復興の現状」について報告があり、記念講演として「全国交流集会30年コミュニティ・ユニオンに期待すること」と題して、労働政策研究機構の統括研究員の呉学殊さんから、「正社員を中心として組織化された既存の労組はもはや力を失い、その存在意義も危ぶまれている。労働運動が退潮している現況において、コミュニティ・ユニオンの役割がクローズアップされている。その存在意義は大きい。」と30年以上にわたるコミュニティ・ユニオンの活動を評価しました。その後、各地域での争議組合からの闘いの報告がありました。

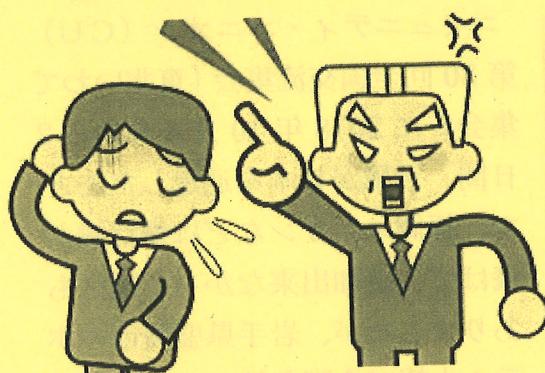
夜は、恒例の歓迎レセプション、参加した各ユニオンの自己紹介などで大いに盛り上りました。

2日目は、分科会です。①メンタル・パワハラ労災認定、②労災・職業病の企業責任、③女性と労働、④公務職場における「臨時・非常勤」の課題、⑤組織運営、⑥活動家の育成、⑦有期雇用、⑧団交拒否・不誠実団交の打開、⑨団体交渉のすすめかた、⑩なくせ過労死⑪東日本大震災を働く者の立場からの検証など11の課題で分科会を開催しました。

分科会終了後、全体集会を開催し、集会宣言、次回開催地の兵庫県姫路市の地元のユニオンからの決意表明、最後は団結がんばろう三唱で全国交流会を閉会しました。

コミュニティ・ユニオン全国交流集会 分科会報告・感想

第1分科会 メンタル・パワハラ労災認定



第1分科会は、札幌パートユニオンから新野会長が参加しました。

職場のパワハラ・セクハラ、長時間労働などを原因とする精神疾患など精神障害（うつ病など）に関しては、荒廃する労働環境を背景に、労災請求が増加し続けています。

厚生労働省の統計では、2012年の1257件から2016年の1586件へと毎年増加しています。一方で、労災認定率は30%後半で横ばい状態となっており、多くの労災申請が不当な不支給決定を受けています。

労災の認定に対応する労働基準監督署の監督官が少なく、労災認定の判断は「8ヶ月以内」が目標となっていますが、申請して認定までに、ほとんどが8ヶ月以上であり、認定遅れも深刻な状態となっています。

厚生労働省が示している精神疾患の労災認定の基準は、「極めて強い心理的負荷となる出来事があり、その6ヶ月以内に精神障害が著しく悪化したと医学的に認められた場合」となっています。しかし参加者からは「精神障害（うつ病など）の認定条件が厳しく、1ヶ月100時間以上の長時間労働が数か月も続く状態でないと、いじめ、嫌がらせだけでは労災認定は難しい。」との報告が多く、認定条件の緩和を国に強く求めていく運動を大きく広げていくことをお互いに確認しました。

第2分科会 「労災職業病の企業責任追及」

この分科会への参加者は12名でした。なかまユニオンときょうとユニオンから報告がありました。労災職業病の認定作業・手続きへの協力を企業が嫌がる！というのは、今も昔も変わっていないようです。

レポートが出され「損害賠償の法的仕組み」「運動として損害賠償を求める意味」等の話しがありました。

報告をめぐって、企業が労災扱いを嫌がるのは保険料が上がるからか？という質問があり、労災が認定されると件数に比例して確かに保険料は上がる、しかし、企業が問題にしているのは、《労災事案があった！》ということを、周りの関連会社に知られることがいやなのだとということでした。会社のイメージが悪くなるから労災隠しをする。これでは何時になっても労災事故はなくなるでしょう。

わたしは分科会での自己紹介の際に、当時の札幌地区労に駆け込んで『頸肩腕症候群』の労災認定を勝ちとり、勤務時間内の通院や治療費などの費用を企業に支払わせた闘いの経験を話しました。

労働者に出来ることは限られていますが、企業に責任を取らせるために、必要な事を調べて、立証する。個人が会社と交渉するのは難しいので、労働組合などと相談しながら行動することをお勧めします。損害賠償の法的な仕組みを調べて、企業に損害賠償を求める意味と実際に請求するときの具体的な困難性についても調査しておく必要があります。労働者本人が粘り強く諦めないで行動を続ける！！これがポイントです。

支援者やセンターがいたらより心強く継続した活動が続けられると思います。（安井）

全国交流集会 分科会報告・感想つづき

第7分科会 「有期雇用・まっとうな働き方を勝ちとるために」

「労働契約法18条の無期転換ルールの実現は、ゴールではなくスタートだ！」

今回の分科会では、有期雇用労働についての現状を整理し、有期雇用労働者が「真っ当な働き方をどう勝ち取るか」について、全国のユニオンのとりくみを交流し、考えていきました。参加者は26名でした。

労働契約法18条「無期転換権」を巡って①無期転換の申込権が発生する2018年を前にして雇い止めや労働契約書の中に入れた「不更新条項」の受け入れを強要するということが横行した。②その一方では「人手不足」により5年を待たずして無期転換が行われた職場もあったが、しかしその場合は採用試験などを行い選別し、新たな査定制度を導入し、実質的に低い水準で待遇を固定化させている。③定年後の再雇用で有期雇用になった場合の待遇についても大幅な賃下げが行われている、という問題点があることが指摘されました。

次に二つのユニオンの報告がありました。自治労大阪公共サービスユニオンからは、業務委託の企業なので「非正規職員は入札時のための雇用の調整弁だ」と言い放つ会社に対して、ユニオンが交渉して無期転換ルール記載の雇用契約書を採用させ、格差是正の要求をも勝ち取っている取り組みの報告と、京都ユニオンからは、雇い止め撤回のためのユニオンの連日のチラシ撒きなどの創意工夫した取り組みの報告がありました。

他にも全国の実に多くのユニオンから団結して裁判で、労働委員会で、団交で、雇い止め撤回や、格差是正の取り組みを行っている発言がありました。

労働契約法18条の無期転換ルールの実現は、ゴールではなくスタートだ！という思いを強くしました。

今回は組合費の援助を得て参加させてもらいました。ありがとうございました。（幹事〇）

第10分科会 「働き方改悪に対抗し、過労死をなくし 長時間労働・過重労働の社会を転換させよう！」

参加者は23名でした。政府は「過労死レベルの100時間残業」を認める「時間外規制」や、高プロ「残業代ゼロ法」を盛り込んで、長時間労働をさせている企業や社会をみとめる「働き方」を進めています。弁護士の中野麻美さんからその問題点を話してもらいました。

中野弁護士は全体的に問題なのは、政府がいろいろな「働き方」をさせて、労働者を国家の道具にしていること、企業の構造は軍隊に似ていて個人の意思を認めていないことだと指摘されました。

長時間労働・過労死を防ぐために36協定を結んで労働時間を短縮しても、給料だけでは生活や家庭を守っていけず「副業」をする人が増えていて残業代が生活の維持の一部になっている現実がある。政府は「個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会」と言っているけれど、労働者が（人が）健康で人間らしく生きる社会でなければ、それは「改悪」だとしか思えない。

また、中野弁護士は、派遣労働者でも男女に賃金の格差があるのは、男女差別があるからだ、非正規の賃金は女性の賃金だと話されました。

現場からの報告では、若い人は100時間働いても給料が安いなあ位の感覚しか持てず、「働き方改革」の怖さなど考えている余裕がないことや、郵便局に勤める労働者からは、入社して終業時間が過ぎても誰も帰らないので、職場ってこんなものかと長時間労働に慣らされてきたといった報告がありました。

私たちユニオンも「働き方」改悪にはNO！の声を出し続けて行きたいと思います。（吉崎）

コミュニティ・ユニオン全国交流集会 報告会を開催(10.20)

10月20日(土)に、新野会長以下幹事4名が参加したコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク第30回全国交流集会の報告会を開催しました。司会は山本事務局長が行いました。

最初に新野会長から、パートユニオンは最初からネットワークに参加しており、これまでに札幌でも全国交流集会を開催したこと、コミュニティ・ユニオンは全国的に存在感が大きくなっていると紹介され、つづいて全体集会の報告がされました。

岩手県知事と日本労働弁護団幹事長・棗(なつめ)一郎弁護士から来賓挨拶があり、棗弁護士は、安倍政権による憲法改悪にとても強い危機感をもって、憲法改悪を阻止しよう、労働法制の改悪をさせない!と訴えた。憲法改悪を許したら労働運動は弾圧されるようになる、戦前の軍国主義時代に戻り、民主主義は崩壊するといった危機を訴えた。

記念講演では、労働政策研究・研修機構の吳(おう)先生から、高い労働紛争解決力があるなどコミュニティ・ユニオンに期待をしているといった講演があった、との報告でした。

次に新野会長は参加した第1分科会(メンタル、パワハラ労災認定)の報告をしました。労働相談で最近はパワハラが非常に多い、しかしメンタルの労災認定は難しく企業有利な制度になっていることなどが話し合われた。厚労省が示す労災認定条件の解説とともに、労災認定のハードルが高すぎることに対して、政府への働きかけ、そして安倍政権を変えようと報告を締めくくりました。

Q&Aではパワハラ労災認定では、パワハラだけでは死なないと認定されないような難しさがあること、また労災による補償についても話しになりました。

安井さんからは第2分科会(労災職業病の企業責任追及)の報告でした。進行の川本さん(よこはまシティユニオン)からのレポートで、損害賠償の法的な仕組み、運動として損害賠償を求める意味、具体的な困難性について提起がされた。二つのユニオンからの報告があり、安井さんは自身の労災・職業病認定・企業責任の追及で成果をあげた経験を話したこと。また企業が労災を隠そうとする場合、保険料の問題もあるが関係企業に知られたくないことがあると話しになったと報告しました。

Q&Aでは、どんな些細なケガでも労災扱いにしないのは労災隠しであること、労災申請は労働者からするものである事などが、話になりました。

○幹事からは第7分科会(有期雇用)の報告でした。無期雇用転換で「不更新条項」を入れた労働契約の強要、選別、賃下げなどが起きていて、「無期転換ルールの実現はゴールではなくスタートだ」と座長からの提起があった。二つのユニオンから無期転換や定年再雇用の問題での報告、各参加ユニオンからも、不更新条項、労働者選別などの争議報告発言があった。○さんは分科会で、60歳を契機に大幅賃下げを示されたユニオン員Nさんの事例を紹介したとのことで、報告会の場でNさん自身に語ってもらいました。

Q&Aでは、不利益変更がされる事に関連して、就業規則の変更は実際には簡単にされてしまうことなどが、話になりました。

最後に吉崎さんからは第10分科会(働き方改革に対抗し、過労死をなくそう)の報告でした。分科会では講師の中野麻美弁護士から、政府は過労死レベルの長時間残業を認める「働き方」を進めている。サービス残業とは違法労働なのだ。労働時間短縮だけでは給料が足りず副業が増え、政府の「多様で柔軟な働き方」は健康で人間らしく生きる社会ではなく「改悪」でしかない、といった指摘がされた。現場からは長時間残業・低賃金に慣らされている現実が報告されたとのことでした。

Q&Aでは「高度プロ」制度とはどういうものか、話になりました。また全体集会について、棗弁護士からの憲法改悪を阻止しようとの訴えに、労働組合も課題にし、勉強して取り組まねばと感じたとの感想が出されました。

司会から今後の取り組みが提起され報告会を終了、懇親会を行いました。



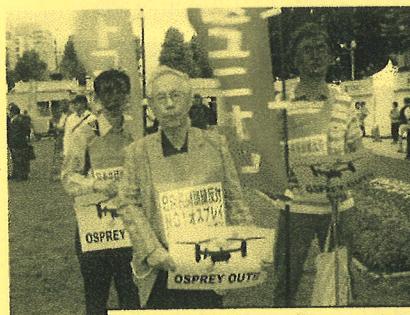
来年の第31回全国交流集会は、兵庫県姫路市

集団的自衛権を認めた安保法(戦争法)強行採決3周年一戦争法廃止！！

戦争法強行採決3周年 9.19 総がかり行動
ユニオンのゼッケンをつけて、市街をデモ。



10.19 戦争させない！総がかり行動 集会とデモ



9.3 オスプレイ参加の日米共同訓練に反対の声をあげる。約500名が参加。

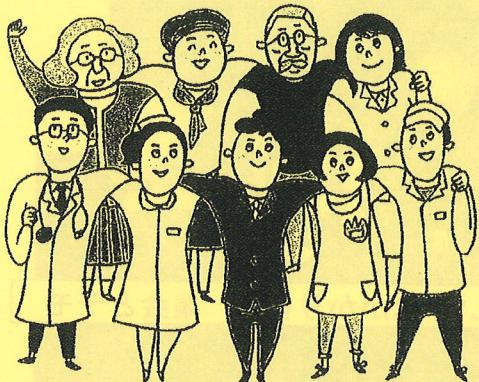
泊原発再稼動絶対反対！10.6 さようなら原発北海道集会



台風の影響で6日のプレ集会が本集会となり400人が集まりました。呼びかけ人の小野有五さんから、北電は再生エネに送電網を開放せよなど要求しようと呼びかけました。鎌田慧さんは「原発と沖縄闘争から日本の民主主義を考える」と題して講演、沖縄平和運動センター議長の山城博治さんは、沖縄県知事選挙は「辺野古新基地は反対」という民意の表れと訴えました。西尾正道さんはトリチウムを含む汚染水を海に捨てるのは危険極まると批判しました。 参加者一同、原発はNO！再稼動反対！の決意を新たにしました。

あらの会長の二言三言

ブラックアウト！北電の責任は極めて重大！



9月6日未明、胆振東部地震の発生直後に道内全域が停電となる「ブラックアウト」を引き起こし、暮らしに不可欠な機能が突然まひしました。大地震への十分な対策をとらなかった北電の責任は極めて重大です。

本来ですと、全面停止をさけるために、電源を分散させる必要があるわけですが、「苫東厚真」1カ所の発電所に、道内全体の半分以上の電力を供給させていたところに、今回の「ブラックアウト」を引き起こしたものです。

北電は、電源の集約により、経営効率をもとに、安全より利益を優先しました。

太平洋岸の「苫東厚真」に発電所を設置していますが、この地区は、太平洋プレートが潜り込む、地震多発地帯であり、専門家からは、この危険性を常に指摘してきましたが、北電はその声を無視して経営効率を優先しました。

一部に泊原発を動かすべきという声もありますが、とんでもないことです。

泊原発も、ユーラシアプレートが沈み込むところに設置していて、そばに活断層もあり地震発生による甚大な被害が予測されます。ブラックアウトどころか、岩内、小樽、そして札幌圏も放射能汚染に襲われて、そこに住めなくなり、多くの道民は難民になってしまいます。原発の再稼働を断じて許さず、すべての原発をなくし、安心して暮らせる社会をつくりあげていこう！

沖縄県知事選、那覇市長選、圧倒的勝利！

引き続き、安倍政権を打倒し憲法改悪の阻止を！

沖縄県知事選挙で玉城デニー候補が勝利！！続いて県都の那覇市長選挙でも、城間候補が圧倒的に勝利！この勝利は「辺野古に新基地をつくらせない」「普天間基地は即時閉鎖、撤去を」との沖縄県民の確固たる意志表明を示しました。

それは、急逝された翁長知事の遺志を引き継ぎ、沖縄県民が勝ちとった歴史的勝利です。

首相官邸が主導し、国家権力と金力と右翼勢力を総動員して沖縄県民の民意を圧し潰そうとした安倍政権に対する痛烈な審判となりました。

安倍政権は、「世界で一番、企業が活躍しやすい国づくり」をとなえ、企業がもうかれればすべてうまくいくという考え方で、企業にとって都合の悪い労働規制を破壊しています。

労働者不足のなかで、なんとか職につけて、当面、食べることが可能であり、将来の人生設計も考えない若者層が増えていると言われています。実際には、職についても正社員の道は狭く、非正規雇用で低賃金の実態にあり、結婚もできない生活を強いられていて、これが少子化、人口減少の要因となっています。

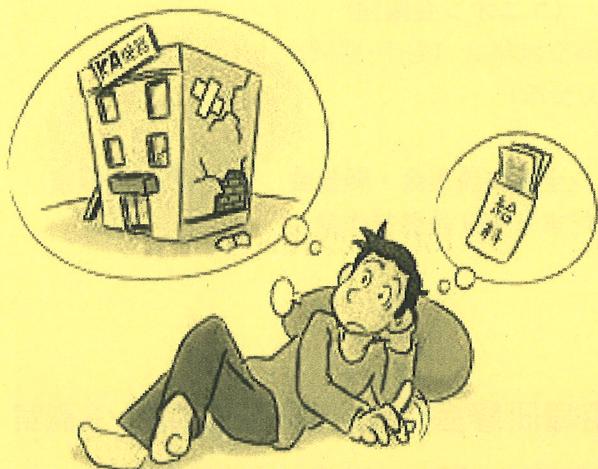
自民党に投票することは、結果的には自分の首を自分で絞めるようなものです。

その意味で、私たちユニオンも多くの働く仲間に訴えることが、いまだに弱いことを反省しなければなりません。

引き続き、憲法改悪を推し進めようとする安倍政権を糾弾し、闘いの輪を広げていこう！

職場の問題解決の取り組み

自然災害に伴う休業に関する労働相談が激増



9月6日の未明、胆振東部を震源地とする震度7の大地震が発生し、その直後に道内全域が停電となる「ブラックアウト」を引き起こし、この停電により、多くの事業が休止する状態となりました。

当ユニオンには、その前の台風被害も含めて地震被害に伴う相談が激増し、とりわけパート労働者の相談が多く、相談内容の概要は以下のとおりです。

○2日間、地震により会社が休みとなつたが、この休みとなつた日の賃金を支払ってもらえるのか。

○賃金を支払ってもらえない場合は年休を使えるのか。○会社からは休んだ日は、年休を使えと言われたが、年休の趣旨からいえば違うのではないか。

○賃金は月給制である。会社が休みとなつたが、賃金は全額保障されるのか。

○店は営業しているが、バスが動いていなく、職場に出向くことができなかつた。車を持っている人は職場に出向いて働いている。この場合は、賃金を支給してくれるのか。

○介護施設で働いているので、バスが動いていなかつたが、ハイヤーをひろって職場に出向いた。ハイヤ一代を支払ってもらえるのか。

労働基準法第26条（休業手当）では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。民法536条2項では、使用者の「責に帰すべき事由」がある休業の場合には、労働者は休業中の賃金を全額請求できるとしています。

労基法第26条は、労働者の最低生活を保障すべく設けられた規定であり、使用者の民事上の支払い義務を減縮する趣旨ではないので、原則として賃金全額の請求が可能です。

厚生労働省では、今回の地震にともなう休業に関する取扱いについて、指針を示し、「天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由にあたらず、使用者には休業手当又は賃金の支払い義務はないものの、就業規則、労使慣行では、どういう扱いになっているのかも含めて休業回避のための対応など総合的に勘案すべき。」としています。

バス、地下鉄などが動かないために、ハイヤーをひろって職場に出向いたが、ハイヤ一代を支払ってもらえるのかについては、法律では会社に支払い義務はないとしても、常識的には支払うべきものであり、年休については、会社の指示でとるものではなく、労働者が自主的にとるものであります。月給制の労働者からも相談がありましたが、会社の休業は、本人の責任でなく、全額賃金を保障すべきであります。

結果的には、パート労働者の場合は、休んだ分を年休で処理している企業もありますが、大方は賃金を全額支払っている状況となっています。今回の地震にともなう事業活動の縮小、停止の場合は、国からの雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金が利用できますので、企業としては労働者の不利益を回避する努力が求められます。

これまで

- 9月3日(月) 日米共同訓練規模縮小! オスプレイ参加に反対する全道総決起集会(大通り西4)
- 9月15日(土) 札幌パートユニオン 第34期第2回定例学習会(ユニオン会議室)
- 9月19日(水) 「戦争をさせない」総がかり行動(大通り西3)
- 9月27日(木) 札幌パートユニオン 第34期第4回幹事会(ユニオン会議室)
- 10月6日7日 コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 第30回全国交流集会(岩手・盛岡)
- 10月6日(土) STOP再稼動! さようなら原発北海道集会(自治労会館)
- 10月19日(金) 「戦争をさせない」総がかり行動(大通り西3)
- 10月20日(土) 札幌パートユニオン コミュニティ・ユニオン全国交流集会・報告会(ユニオン会議室)
- 11月10日(土) 札幌パートユニオン 街頭宣伝行動 陽だまり179号発行作業

これから

11月17日(土) 札幌地区ユニオン 第2回組織研修会 18:00~ ユニオン会議室

「有期雇用労働者の契約更新と労働条件不利益変更」 講師: 山本事務局長

11月20日(月) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 18:00~ 大通り西3

(11月の総がかり行動は、19日ではありません。ご注意ください。)

11月22日(木) 札幌パートユニオン 第34期第5回幹事会 18:30~ ユニオン会議室

12月5日(水) 「戦争への道は許さない! 12.8 北海道集会」(開催日は5日) 18:00~20:45 自治労会館5階

「標的の島 風(かじ)かたか」上映会・三上監督トーク 沖縄基地問題の現状 集会実行委・平和運動フォーラム

12月19日(水) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 18:00~ 大通り西3(予定)

12月28日(金) 札幌パートユニオン 第34期第3回定例学習会

「労災、通勤災害、労災認定、メンタルなど」 講師: 新野会長・山本事務局長

15:00~ 札幌すみれホテル ぜひ参加を!

定例学習会の後、札幌地区ユニオン第10回執行委員会(拡大) 17:30~

望年の会(会費1000円予定) 18:00~ 札幌すみれホテル



- ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集します。職場、社会のことなど何でも。
- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
- ☆組合費の納入が滞らないように、郵便口座の確認をしておきましょう。
- ☆3ヶ月以上の滞納がつづくと、組合脱退の扱いになってしまいます。

今年の秋はやや暖かく、札幌市街地での初雪がまだだ。どんな冬になるのか。大雪だけは勘弁だ。安倍政権は、国民総働かせ方改悪を、まだまだ進めている。裁量労働制対象拡大、解雇の金銭解決、雇用によらない働き方の推進など、労働側が気を緩めるわけにはいかない。9月の学習会で警戒が訴えられた。

コミュニケーション・ユニオンの全国交流集会の報告会を行った。パワハラや労災問題も、パートユニオンの労働相談や取り組みの課題で、交流を活かしていきたいと感じた。

他方で、全体集会での日本労働弁護団棗一朗弁護士の講演が、大変大事だと感じたという参加者の感想があった。棗さんの文章を読んで、自分が安倍「改憲」は難しくなったのかなど感じていたことが、全く間違っていると気づかされた。安倍はとにかく困難があつても、それを突破するための布陣を阻止できるのは、労働者の闘い以外にないことを改めて棗さんに迫られたのだと思う。「改憲」を許さない為に、私たち労働組合も、もっと勉強して、行動していくかねば、と思う。(Y)